

諮問第 10 号

「下水道使用料の督促処分に対する異議申立てに係る諮問について」に対する  
答申

平成 27 年 6 月 4 日に諮問のあった本件に対する本市議会の答申意見は、次の  
とおりである。

記

本件異議申立ては、法定の期間経過後になされたものである。

したがって、下水道使用料の督促処分に対する異議申立てについては、却下  
すべきである。

以上答申する。

平成 27 年 6 月 23 日

青森市議会議長 大 矢 保

青森市長 鹿 内 博 様